平成２３年（フ）第７号
松江市古曽志町567―380　新古曽志団地３号棟328号室、住民票上の住所松江市西川津町1533番地４　ネオハイツ松江711号
債務者　松田　昌子（旧姓大下）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１号
青森市大字大野字前田65番地48　メゾンドカナディアンＫ―Ｂ―102
債務者　中田　聖美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８６７８号
大阪府茨木市郡山２丁目25番３号
債務者　竹井　智美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７２２号
大阪市東住吉区田辺２丁目11番13―709号
債務者　的場　雅憲
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０号
大阪市東住吉区桑津１丁目24番８号　ロレーヌ東天王寺501号
債務者　石堂　尚子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３６号
大阪市西成区岸里１丁目３番18号　ハイム岡崎103号
債務者　相原眞由美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０９号
大阪府豊中市東豊中町１丁目32番21号
債務者　星隈ゆかり
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９６号
大阪府茨木市若園町23番８号
債務者　泉本　美央
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６２号
大阪府豊中市千里園１丁目５番６―307号
債務者　上田　　謙（旧姓新原）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６６号
大阪市西淀川区佃３丁目19番２―813号
債務者　中川　　暁
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７２号
大阪市城東区諏訪４丁目24番３―104号
債務者　和田　八重
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０５号
大阪市福島区福島４丁目１番79―702号
債務者　岡田喜代美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６５号
大阪府東大阪市吉田２―３―10、住民票上の住所大阪府東大阪市島之内２丁目13番３号
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６６号
大阪府門真市上野口町24番２号
債務者　伊藤　宏一
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１７号
大阪市西淀川区福町１丁目10番13号　パークワン406号室
債務者　寺脇　　薫
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７０号
大阪府八尾市恩智南町２丁目95番地の８
債務者　溝口　則子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７１号
大阪府枚方市高野道２丁目20番４号
債務者　三棟　高夫
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７３号
大阪府吹田市江の木町２番５―306号
債務者　斉藤　久美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部